



みなさん、こんにちは！

四月から「窓口定額化」となり、受付窓口でのお支払いの負担も軽減された事と思います。そして、未就学児のお子様は自己負担金がないので、お薬の処方が無い時は「**診療明細書**」だけお渡ししています。

ところで、みなさんはこの「**診療明細書**」をご覧になったことはありますか？特に、3歳未満のお子様がおられる方は一度ご覧になってみてください。



それは どのような内容かと言うと・・・ **3歳未満のお子様**は

★小児外来診療料（初診時） 572点 を算定しています。（1点＝10円）

+

★小児抗菌薬適正使用支援加算 80点 が算定されている場合があります。

↓

さて、**これは何??**と思いますよね・・・これはですね、簡単に説明すると



初診で風邪や下痢症状で来院されますよね。

先生の診察の結果、抗生剤を飲む必要がなく、症状に合わせたケアで対症できホームケアなどの指導・文書の提供をした時に算定されます。

少し難しいお話になってしまいましたが、なんとなく理解していただけただけでしょうか？

明細書を見て、これは何だろう??って疑問に思われる点数も、この他に色々あるかと思えます。

そんな時は、お気軽に受付におたずねくださいね。

